

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和8年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 【日常生活用具／補装具／更生医療／育成医療／精神医療／自立支援給付（障害児通所支援を含む）／地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・自立支援給付の支給 ・自立支援給付の支給決定の変更 ・地域相談支援給付決定の変更 ・支給認定の変更 ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給 ・通所給付決定の変更 ・障害福祉サービスの提供
③システムの名称	障害者標準準拠システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)障害者自立支援特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表9、117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8. 60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)主務省令 第2条表中 ・第三欄が「市町村長」であって第四欄に、「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」を含む項 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161の項 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号 ○主務省令 第2条表中 ・第一欄が「市町村長」であって第二欄に「児童福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの 14, 15の項 ・第一欄が「市町村長」であって第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を含む項 144, 145, 146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行なっている。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行なう住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として行なっている。 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、PW等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅰ-5評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月1日	Ⅰ-5評価実施機関における 担当部署①部署②所属長の 役職名	①福祉健康課②福祉健康課長	①福祉課②福祉課長	事後	組織改変による課名の変更。
令和6年4月1日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉健康課	福祉課	事後	組織改変による課名の変更。
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	削除	事後	法令改正により、記録の根拠法令等を削除
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の 根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第60条	○番号法第9条第1項 別表9、117の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8、60条	事後	法令改正により、記録の根拠法令等を変更
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」となっているもの(15の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報」となっているもの(57の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」となっているもの(109の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」となっているもの(116の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)主務省令 第2条表中 ・第三欄が「市町村長」であって第四欄に、「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」を含む項 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161の項	事後	法令改正により、記録の根拠法令等を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」となっているもの(9の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」となっているもの(10の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」となっているもの(11の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」となっているもの(108の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」となっているもの(109の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号 ○主務省令 第2条表中 ・第一欄が「市町村長」であって第二欄に「児童福祉法」を含む項のうち本事務に該当するもの14、15の項 ・第一欄が「市町村長」であって第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を含む項 144、145、146の項	事後	法令改正により、記録の根拠法令等を変更
令和6年11月1日	II しいき値判断項目	令和6年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年11月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基準項目評価書の新様式への移行による
令和6年11月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行なっている。	事後	基準項目評価書の新様式への移行による
令和6年11月1日	IVしいき値判断項目 11.最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	基準項目評価書の新様式への移行による
令和6年11月1日	IVしいき値判断項目 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分【再掲】・判断根拠		十分である アクセス権限の所有者は、ID、Pw等を適切に管理するとともに、離籍時のログストを徹底している。	事後	基準項目評価書の新様式への移行による
令和7年7月1日	II しいき値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。))に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 標準化システム利用記載の追記	事前	標準準拠システム移行による
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者自立支援システム	障害者標準準拠システム	事前	標準準拠システム移行による
令和8年9月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和7年7月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。